

暑さに配慮した職場環境づくり奨励金支給要綱

令和8年3月26日付7東し企雇第6334号

(目的)

第1条 暑さに配慮した職場環境づくり奨励金（以下「本奨励金」という。）は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う都内小規模企業等が熱中症予防対策に取り組んだ場合に、公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が本奨励金を支給することで、都内小規模企業等における暑さに配慮した職場環境づくりの取組を後押しすることを目的とする。

(通則)

第2条 財団が実施する本奨励金の支給については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、以下の各号のとおりとする。

(1) 小規模企業等とは、次の各号の全てを満たす者をいう。

ア 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者で、国又は自治体が出えん又は監理等する団体及びこれに準ずる団体以外の者

(ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者で、次のいずれかに該当する者

①会社法（平成17年法律第86号）に規定する会社

②会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に規定する特例有限会社

③個人事業主

④弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2第1項で定める「弁護士法人」に該当するもの

⑤公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の2の2第1項で定める「監査法人」に該当するもの

⑥税理士法（昭和26年法律第237号）第48条の2で定める「税理士法人」に該当するもの

⑦行政書士法（昭和26年法律第4号）第13条の3で定める「行政書士法人」に該当するもの

⑧司法書士法（昭和25年法律第197号）第26条で定める「司法書士法人」に該当するもの

⑨弁理士法（平成12年法律第49号）第37条第1項で定める「弁理士法人」に該当するもの

⑩社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の6で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの

⑪土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第26条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの

(イ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により設立された法人

(ウ) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療法人

(エ) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）に該当する者。

ただし、(ウ)に該当する法人を除く。

(オ) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 3 の「協同組合等」に該当する者

(カ) 労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）に規定する労働者協同組合

イ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者における常時使用する従業員の数の要件を満たす者

ウ 次の（ア）から（エ）までのいずれにも該当しないこと。

（ア）同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの

（イ）特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの

（ウ）後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

（エ）法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体及び運営費の大半を公的機関から得ている法人等

（2）従業員とは、第 4 条に規定する支援の対象事業者と雇用契約を交わし、業務に従事する者をいう。

（3）常時使用する従業員とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする」従業員をいう。

（4）熱中症を生ずるおそれのある作業とは、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」（令和 7 年 5 月 20 日付基発 0520 第 6 号）に規定する「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」のことを指し、WBG T（Wet Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度）28 度又は気温 31 度以上の作業場において行われる作業で、継続して 1 時間以上又は 1 日当たり 4 時間を超えて行われることが見込まれるものをいう。

（本奨励金の支給対象事業者）

第 4 条 この要綱において本奨励金の支給対象となる企業等（以下「支給対象事業者」という。）は、前条第 1 号に規定する小規模企業等であって、かつ、次の各号に規定する要件を全て満たさなければならない。ただし、熱中症予防対策の重点的な実施が必要と別途理事長が認める業種においては、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者の要件に関わらず、常時使用する従業員の数の要件を 20 人以下とする。

（1）本社又は主たる事業所が東京都内にあること。

（2）熱中症を生ずるおそれのある作業を行う職場（以下「高温多湿作業場所」という。）があること。

（3）支給申請日時点において、都内の本社又は事業所に勤務している常時使用する従業員であって、かつ、雇用保険の被保険者である者を 1 名以上、6 か月以上継続して雇用していること。

（4）支給申請日の前日から起算して過去 5 年間に東京都（東京都が他の団体等に出えん・委託して実施するものを含む。）の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取消しを受けたことがないこと。または、当該不支給決定もしくは支給決定の取消しに係る支給申請に関与した者（法人の場合、代表者個人を含む。）ではないこと。

（5）支給申請日の前日から起算して過去 5 年間に重大な法令違反等がないこと。

（6）労働関係法令について、次のアからカまでを全て満たしていること。

ア 労働者に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）以上であること。

イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常的时间外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。

ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36 協定）」

- を締結し、遵守していること。
- エ 労働基準法に規定する時間外労働の上限規制を遵守していること。
- オ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。
- カ 前記以外の労働関係法令について遵守していること。
- (7) 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。
- (8) 支給申請日時点で、大企業が実質的に経営に参画していないこと。この場合において、「大企業が実質的に経営に参画」とは、次のアからエまでのいずれかに該当する場合をいう。
- ア 大企業（中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- イ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- ウ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- エ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられること。
- (9) 法人住民税及び法人事業税（個人事業主の場合は、個人住民税及び個人事業税）の未納がないこと。なお、未納とは、納付義務があるにもかかわらず未納付がある場合をいう。
- (10) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (12) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (13) 東京都及び東京都政策連携団体に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っていないこと。
- (14) 民事再生法（平成11年法律第255号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。
- (15) 会社法（平成17年法律第86号）第472条の規定により休眠会社として解散したもののみならずされていないこと。
- (16) 過去に本奨励金を受給（受給予定も含む）していないこと。
- (17) その他財団理事長が不適切と認める事項に該当しないこと。

（奨励金対象事業取組期間）

第5条 次条に規定する本奨励金の支給対象となる事業（以下「奨励金対象事業」という。）に取り組む期間（以下「取組期間」という。）は、別途募集要項に定める開始日から終了日まで又は東京都の出せん金により財団が創設した基金の予算の全額が執行された日のいずれか早い日までとする。

（奨励金対象事業）

第6条 奨励金対象事業は、第4条に規定する支給対象事業者が行う以下の各号に規定する取組を全て実施するものとする。

- (1) 厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（令和7年5月20日付基発0520

第7号) (以下「熱中症予防対策要綱」という。)に規定する取組を実施すること。具体的には、別表1に規定する取組を全て実施すること。

(2) 取組期間中に、別表2に規定する熱中症予防対策に資すると認められる物品を購入すること。ただし、別表3に規定する対象外となる主な購入物品に当てはまらない物とする。

(奨励金支給額)

第7条 奨励金の支給額は、1支給対象事業者あたり20万円とし、1回に限り支給する。

(事前エントリーへの応募)

第8条 奨励金の支給申請を行おうとする企業等は、受付期間内に事前エントリーにて応募しなければならない。

2 事前エントリーの応募数が各回の募集企業数を上回った場合は、受付期間終了後に抽選を行い、事前エントリーの通過の可否について、受付期間終了日から概ね7営業日以内に当該企業に通知する。

3 事前エントリーの応募数が募集企業数を超えなかった場合は、事前エントリーの通過について、前項と同様に当該企業へ通知する。

4 事前エントリーは、1企業等あたり1回限りとする。なお、代表者が同一である複数の企業等については、法人格等が異なる場合であっても同一企業等とみなし、当該代表者の企業等からの複数の事前エントリーは認めない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 事前エントリーの抽選の結果、当選できなかった企業等が次回以降の回に事前エントリーを行う場合

(2) 事前エントリー当選後、事前エントリーの取下げ可能期間(以下「取下げ可能期間」という。)に事前エントリーを取り下げた場合

5 各回の事前エントリーの受付期間等は別途募集要項で定める。

(事前エントリーの取下げ)

第9条 事前エントリーを行った事業者が事前エントリーを取り下げようとするときは、遅滞なく取り下げなければならない。

2 取下げ可能期間に事前エントリーの取下げをした場合、事前エントリーを行わなかったものとみなす。

3 取下げ可能期間は、別途募集要項で定める。

(奨励金の支給申請)

第10条 第8条により事前エントリーを通過した事業者(以下「エントリー通過事業者」という。)は、別途募集要項で定める期日までに、奨励金対象事業を実施した後、支給申請を行わなければならない。なお、支給申請は、1エントリー通過事業者につき1回限りとする。

2 奨励金の支給申請を行おうとするエントリー通過事業者は、支給申請書(様式第1号)、事業所一覧(様式第2号)、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う職場に係る取組前の状況報告書(様式第3号)、取組結果報告書(様式第4号)、誓約書(様式第5号)及び別途募集要項で定める必要な書類を添えて、別途募集要項で定める期日までに、財団理事長に提出しなければならない。

(支給決定及び不支給決定)

第11条 財団理事長は、前条の規定により、エントリー通過事業者から奨励金の支給申請があったとき

は、その内容を審査の上、次の各号のとおり支給決定又は不支給決定を行う。

- (1) 審査の上、適当と認められるときは、速やかに支給決定を行い、支給決定通知書（様式第6-1号）により、当該申請企業等（以下「支給決定事業者」という。）に通知するものとする。
- (2) 審査の上、適当と認められないときは、速やかに不支給決定を行い、不支給決定通知書（様式第6-2号）により、当該不支給決定の内容及び理由について、当該申請企業等に通知する。

（支給申請の撤回）

- 第12条 支給決定事業者は、前条に規定する支給決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、奨励金の支給申請を撤回しようとするときは、支給決定通知日から14日以内に、支給申請撤回届（様式第7号）を財団理事長に提出しなければならない。
- 2 奨励金の支給申請を撤回した支給決定事業者は、当該年度の奨励金の支給申請を行うことはできない。

（事業者情報変更の届出）

- 第13条 エントリー通過事業者は、事業者の名称、所在地、代表者等を変更するときは、遅滞なく、事業者情報変更届出書（様式第8号）を提出しなければならない。

（奨励金対象事業の中止）

- 第14条 エントリー通過事業者が、取下げ可能期間経過後に奨励金対象事業の取組を中止しようとする場合は、中止届出書（様式第9号）を速やかに理事長に提出しなければならない。
- 2 エントリー通過事業者が、別途募集要項に定める期日までに、前条第1項に規定する支給申請を行わなかったときは、奨励金対象事業を中止したものとみなす。ただし、第8条第4項第2号に該当するときを除く。
- 3 前2項により奨励金対象事業を中止する場合、当該事業者は、再度の事前エントリー及び支給申請を行うことはできない。

（調査等）

- 第15条 財団理事長は、申請企業等に対し、奨励金対象事業に関する調査を行い、又は報告を求めることができる。
- 2 申請企業等は、前項の規定に基づき、調査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

（是正のための措置）

- 第16条 財団理事長は、審査や調査等の結果、奨励金対象事業の成果が支給決定の内容又はこれに付した条件等に適合しないと認めるときは、申請企業等に対し、これらに適合させるための措置を命ずることができる。

（奨励金の支払）

- 第17条 支給決定事業者は、第11条第1号により支給決定通知を受けた場合において、奨励金の支払を受けようとするときは、奨励金請求書兼口座振替依頼書（様式第10号）を財団理事長に提出しなければならない。
- 2 財団理事長は、前項により奨励金の支払の請求があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに支払うものとする。

(奨励金対象事業の公表と成果の発表)

第18条 財団理事長は、支給決定事業者の名称・代表者名を公表することができる。

2 財団理事長は、必要があると認めるときは、奨励金対象事業の取組及び成果等を公表し、また支給決定事業者に発表させることができるものとする。

(支給決定の取消し)

第19条 財団理事長は、支給決定事業者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給決定を取り消す。なお、不正の内容、支給申請事業者及びこれに協力した関係者等について公表を行うことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金支給を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) 申請の要件に該当しない事実が判明したとき。

(3) 支給決定事業者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき、その他この要綱による支給要件を満たさないことが判明したとき。

(4) その他、奨励金の支給決定の内容もしくはこれに付した条件又はその他法令もしくはこの要綱等に基づく命令又は財団理事長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、奨励金の支払があった後においても適用する。

3 財団理事長は、第1項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を支給決定事業者へ通知する。

(奨励金の返還)

第20条 財団理事長は、前条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に支給決定事業者へ奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 前項の奨励金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して20日以内とし、返還に係る手続は、所定の納付書によりその期日及び方法を指定して行う。

(違約加算金及び延滞金)

第21条 前条の規定により奨励金の返還を命じられた支給決定事業者は、当該命令に係る奨励金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 財団理事長が奨励金の返還を命じた場合において、支給決定事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、支給決定事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第22条 前条第1項の規定により違約加算金を命じた場合において、支給決定事業者の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第23条 第21条第2項の規定により延滞金を命じた場合において、支給決定事業者が返還を命じた奨励金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(奨励金の経理等)

第24条 支給決定事業者は、奨励金対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした全ての証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を支給決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第25条 財団理事長は、申請企業等に対し、奨励金対象事業の実施状況、奨励金対象事業に係る帳簿書類その他について報告を求め、必要に応じて立ち入り検査をすることが出来る。

2 申請企業等は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第26条 申請企業等は、第8条第2項及び第3項に基づくエントリー通過決定及び第10条第1項に基づく支給決定によって生じる権利の全て又は一部を財団理事長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(各種奨励金等との併給調整)

第27条 支援対象事業者は、奨励金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種奨励金等のうち、国及び東京都が実施するもの（国及び東京都が他の団体等に出せん・委託して実施するものを含む。）との重複申請はできないものとする。

(J グランツによる申請等)

第28条 次の各号に掲げる奨励金に係る手続き及び事務については、デジタル庁が提供する補助金の電子申請システム「J グランツ」を使用する方法により行うこととする。

(1) 第8条の規定に基づく事前エントリーへの応募及びエントリー通過の可否に係る通知

(2) 第9条の規定に基づく奨励金の支給の申請

(3) 第10条の規定に基づく奨励金の支給又は不支給に係る決定の通知

(4) 第11条の規定に基づく支給申請の取下げの届出

(5) 第12条の規定に基づく事業者情報変更の届出

(6) 第13条の規定に基づく奨励金対象事業の中止の届出

(7) 第16条の規定に基づく奨励金の支払の請求

2 J グランツを使用する方法その他当該手続き等において定めのない事項については、財団理事長が指示するところによる。

(東京都との情報共有)

第29条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、東京都と情報を共有することとする。

(その他)

第30条 奨励金の支給に関するその他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年3月30日から施行する。

別表1（第6条第1号関係）

熱中症予防対策要綱に規定する高温多湿作業場所での取組

<p>(1) WBGT値(暑さ指数)の活用</p>	
<p>以下の各号について実施すること。</p> <p>① 高温多湿作業場所におけるWBGT値の測定 熱中症予防対策要綱に規定する「身体作業強度等に応じたWBGT基準値」及び「衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（℃-WBGT）」を考慮して測定すること。</p> <p>② WBGT基準値に基づく評価等 把握したWBGT値が、WBGT基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、冷房等により当該作業場所のWBGT値の低減を図ること、又は、身体作業強度（代謝レベル）の低い作業への変更、WBGT基準値より低い作業場所での作業への変更等、熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施すること。</p>	
<p>(2) 熱中症予防対策</p> <p>上記(1)を実施してもなおWBGT基準値を超える又は超えるおそれのある高温多湿作業場所がある企業又は屋外で主に事業を営む業種の企業等が、以下の①から⑤までの取組を全て実施すること。</p>	
<p>①作業環境管理</p>	<p>高温多湿作業場所の状況に応じて以下の取組を実施すること。</p> <p>ア WBGT値の低減等 高温多湿作業場所において、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等の設置、適度な通風又は冷房を行うための設備、除湿機能の整備等に取り組むこと。</p> <p>イ 休憩場所の整備等 高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所等の設置、身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備の設置、飲料水等の備付け等に取り組むこと。</p>
<p>②作業管理</p>	<p>高温多湿作業場所の状況に応じて以下の取組を実施すること。</p> <p>ア 作業時間の短縮等 高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間の短縮、身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業の回避、作業場所の変更等に取り組むこと。</p> <p>イ 暑熱順化（熱に慣れ、高温多湿作業場所の環境に適応すること） 気温等が急上昇した高温多湿作業場所での作業を行う場合や新たに当該作業を行う場合等には暑熱順化期間を設置すること。</p> <p>ウ 水分及び塩分の摂取 水分及び塩分の作業前後の摂取、作業中の定期的な摂取の指導、作業中の巡視における確認等を実施し、高温多湿作業場所における労働者の定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。</p> <p>エ 服装等 高温多湿作業場所における労働者に、透湿性及び通気性の良い服装等を着用させること。</p>

	<p>オ 作業中の巡視</p> <p>定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認、労働者の健康状態の確認、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合の速やかな必要措置等の対応を行うため、高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行うこと。</p>
<p>③健康管理</p>	<p>高温多湿作業場所の状況に応じて以下の取組を実施すること。</p> <p>ア 健康診断結果に基づく対応等</p> <p>労働安全衛生規則の定めに基づく健康診断を実施するとともに異常所見があると診断された場合は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の定めに基づき医師等の意見を聞き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、就業場所の変更、作業の転換等適切な措置を講ずること。</p> <p>イ 日常の健康管理等</p> <p>高温多湿作業場所で作業を行う労働者の日常の健康管理について指導を行うとともに必要に応じ健康相談を行うこと。</p> <p>熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等である労働者には、熱中症予防のための対応が必要であることを教示するとともに、主治医等からの意見又は労働者本人の判断により対応が必要と考えられる場合は事業者申し出るよう指導すること。</p> <p>ウ 労働者の健康状態の確認</p> <p>作業開始前の労働者の健康状態確認、作業中の頻繁な巡視を行い、労働者の健康状態を確認すること。</p> <p>エ 身体の状態の確認</p> <p>休憩場所等に体温計、体重計等を備え、身体の状態を確認できるようにすること。</p>
<p>④労働衛生教育</p>	<p>以下の各号についての労働衛生教育を行うこと。なお、熱中症予防対策要綱の解説を含めること。</p> <p>ア 熱中症の症状</p> <p>イ 熱中症の予防方法</p> <p>ウ 緊急時の救急処理</p> <p>エ 熱中症の事例</p>
<p>⑤救急措置</p>	<p>緊急連絡網の作成及び周知</p> <p>あらかじめ、病院等の所在地及び連絡先を把握するとともに緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。</p>

別表2（第6条第2号関係）

熱中症予防対策に資すると認められる物品

	分類	例
(1)	高温多湿作業場所でのWBGT値の測定に係る機器	・WBGT値測定器 日本産業規格（JIS）Z8504又は 日本産業規格（JIS）B7922に適合したもの
(2)	高温多湿作業場所のWBGT値を低減させる機器等	・ミストファン ・スポットクーラー ・冷風機 ・除湿機 等
(3)	高温多湿作業場所での労働者の身体冷却等効果がある用品等	・電動ファン付き作業服 ・冷却ベスト ・水冷服 ・遮熱ヘルメット 等
(4)	高温多湿作業場所での労働者の熱中症対策に特化した深部体温上昇検知等の機能がある機器	・心拍等身体データ計測器 等

別表3（第6条第2号関係）

対象外となる主な購入物品

(1)	購入した物品の契約・納品・支払が取組期間内に行われていないもの
(2)	中古品
(3)	通常業務や他の取引と混合して支払が行われており、奨励対象事業における物品の購入が明確に区分できないもの
(4)	汎用性があり、他の用途にも使用可能なもの
(5)	飲食料品
(6)	対外的に生業かつ主要業務としていることが公開情報から確認できない業者等との取引に係るもの
(7)	現金、口座振込、口座振替以外の方法により支払われたもの ただし、売主側の事情により上記の支払方法が選択できず、やむを得ず法人名義のクレジットカードにより支払う場合を除く。
(8)	親会社・子会社・グループ企業等関連会社等との取引に係るもの ※親会社・子会社・グループ企業等関連会社等とは、資本関係のある会社、役員等（これに準ずる者を含む）又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社をいう。 ※会社には個人事業者、法人及び団体等を含む。
(9)	自社の通常業務に関わる物品等（自社で取り扱うもの等）
(10)	物品購入に係る支払関係書類が不備のもの